

大規模事故災害対策計画 新旧対照表

大規模事故災害対策計画

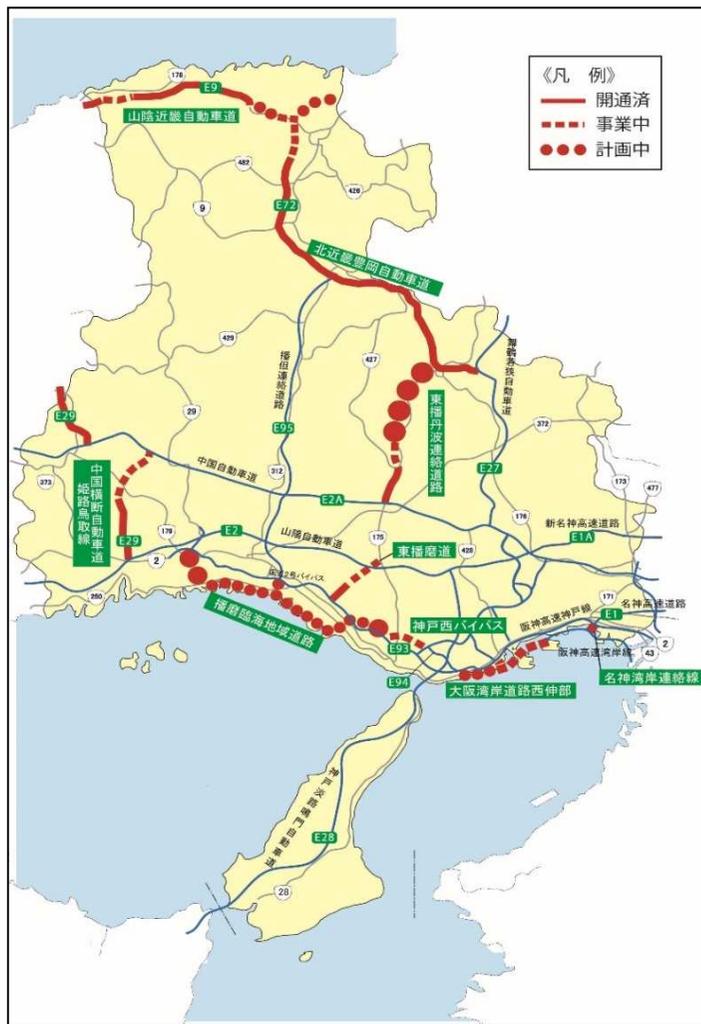
現 行	修 正 案																												
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="168 440 1077 603"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KDDI(株) (関西総支社)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔新設〕</p> <p>第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>(一財)神戸すまいまちづくり公社</u></p>	機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1178 440 2056 655"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KDDI(株) (関西総支社)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル(株)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>(一財)神戸住環境整備公社</u></p>	機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	楽天モバイル(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																										
KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧																										
ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																										
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																										
KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧																										
ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																										
楽天モバイル(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																										
<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第2款 鉄道の整備状況等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 鉄道の整備状況 (略)</p> <p>(1) JR西日本・日本貨物鉄道(JR貨物) <u>(平成30.4.1)</u> (略)</p> <p>(2) 公営交通 <u>(平成30.4.1)</u> (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 普通索道(ケーブルカー・ロープウェイ) <u>(平成30.4.1)</u></p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第2款 鉄道の整備状況等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 鉄道の整備状況 (略)</p> <p>(1) JR西日本・日本貨物鉄道(JR貨物) <u>(令和2.6.1)</u> (略)</p> <p>(2) 公営交通 <u>(令和2.6.1)</u> (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 普通索道(ケーブルカー・ロープウェイ) <u>(令和4.5.1)</u></p>																												

大規模事故災害対策計画

現 行						修 正 案					
(5) 普通索道（ケーブルカー・ロープウェイ） (平成30.4.1)						(5) 普通索道（ケーブルカー・ロープウェイ） (令和4.5.1)					
事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	備 考	事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	備 考
六甲山観光(株)	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7		六甲山観光(株)	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7	
能勢電鉄(株)	〃	黒川	ケーブル山上	0.6		能勢電鉄(株)	〃	黒川	ケーブル山上	0.6	
	〃	摩耶ケーブル	虹	0.9			〃	摩耶ケーブル	虹	0.9	
(一財)神戸すまいまちづくり公社	索道線	虹	星	0.9		(一財)神戸住環境整備公社	索道線	虹	星	0.9	
	〃	六甲山頂	有馬温泉	2.8			〃	六甲山頂	有馬温泉	2.8	
神戸リゾートサービス(株)	〃	ハーブ園山麓	ハーブ園山頂	1.5		神戸リゾートサービス(株)	〃	ハーブ園山麓	ハーブ園山頂	1.5	
姫路市	〃	書写書写山上		0.8		姫路市	〃	書写書写山上		0.8	
山陽電気鉄道(株)	〃	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5		山陽電気鉄道(株)	〃	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5	
城崎観光(株)		城崎温泉	大師山頂	0.7		城崎観光(株)		城崎温泉	大師山頂	0.7	
計	6社9線	-	-	10.4		計	6社9線	-	-	10.4	
出典：各社公表資料等を基に県交通政策課が作成						出典：各社公表資料等を基に県交通政策課が作成					
(6) (略)						(6) (略)					
2～4 (略)						2～4 (略)					
5 過去の事故例						5 過去の事故例					
多数の死傷者が発生した代表的な事故例としては、次のものがある。						多数の死傷者が発生した代表的な事故例としては、次のものがある。					
災害名	発生年月日	場所	人的被害	事故の概要		災害名	発生年月日	場所	人的被害	事故の概要	
明石市民夏まつり花火大会事故	2001.07.21	明石市大蔵町大蔵海岸付近 国道2号上の陸橋	死者11名 負傷者222名	大蔵海岸で開催されていた明石市民夏まつりの花火大会終了後、午後8時35分頃、大蔵海岸へ向かう人波と帰宅しようとする人波が会場北側のJR朝霧駅と会場を結ぶ連絡歩道橋上（幅6m、長さ109.7m）でぶつかり、転倒事故による死傷者が発生したものの。		明石市民夏まつり花火大会事故	2001.07.21	明石市大蔵町大蔵海岸付近 国道2号上の陸橋	死者11名 負傷者247名	大蔵海岸で開催されていた明石市民夏まつりの花火大会終了後、午後8時45分から50分過ぎ頃、大蔵海岸へ向かう人波と帰宅しようとする人波が会場北側のJR朝霧駅と会場を結ぶ連絡歩道橋上（幅6m、長さ109.7m）でぶつかり、転倒事故による死傷者が発生したものの。	
第1編 総則						第1編 総則					
第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等						第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等					
第3款 道路の整備状況等						第3款 道路の整備状況等					
第1 (略)						第1 (略)					
第2 内容						第2 内容					
1 (略)						1 (略)					
2 県内の高速道路、一般国道等の路線図						2 県内の高速道路、一般国道等の路線図					

大規模事故災害対策計画

現行



令和3年4月現在

3～6 (略)

修正案



令和4年4月現在

3～6 (略)

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第2章 交通の安全性の確保 第1節 交通の安全のための情報の充実</p> <p>〔実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、<u>県企画県民部県民生活局、県企画県民部災害対策局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局</u>、県警察本部、県民局・県民センター、市町、空港管理者、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者等〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 交通の安全性の確保 第1節 交通の安全のための情報の充実</p> <p>〔実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、<u>県民生活部、県危機管理部、県土木部、県警察本部、県民局・県民センター、市町、空港管理者、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者等</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 交通の安全性の確保 第2節 安全な運航（運行）の確保</p> <p>〔実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、<u>県企画県民部県民生活局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局</u>、県警察本部、市町、航空運送事業者、鉄道事業者等〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 交通の安全性の確保 第2節 安全な運航（運行）の確保</p> <p>〔実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、<u>県民生活部、県土木部、県警察本部、市町、航空運送事業者、鉄道事業者等</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 交通の安全性の確保 第3節 航空機、鉄道車両等の安全性の確保</p> <p>〔実施機関：近畿運輸局、<u>県国土整備部県土企画局</u>、県警察本部、市町、航空運送事業者、鉄道事業者等〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 交通の安全性の確保 第3節 航空機、鉄道車両等の安全性の確保</p> <p>〔実施機関：近畿運輸局、<u>県土木部</u>、県警察本部、市町、航空運送事業者、鉄道事業者等〕</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第1節 情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>〔実施機関：大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県企画県民部災害対策局</u>、県民局・県民センター、県警察本部、市町、消防本部、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第1節 情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>〔実施機関：大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県危機管理部</u>、県民局・県民センター、県警察本部、市町、消防本部、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等〕</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>〔実施機関：大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、<u>県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局</u>、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、医療機関、空港管理者、鉄道運送事業者、道路管理者〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療活動関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、(社)兵庫県医師会等は、発災時に医療救護活動を適切に行うことができるよう、平時から県広域災害・救急医療情報システムの活用に努めることとする。</p> <p>(4) 県は、災害救急医療システムの充実を、災害医療センターの整備に併せて行うとともに、同センターにおいて夜間等も含めて、必要に応じて搬送先の調整を行うこととする。また、県、市町等は、各2次保健医療圏域毎に、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システムを活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、市町の役割である医薬品及び飲料水の備蓄並びに市町単位の災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の<u>地域災害救急医療マニュアル</u>を定め、特に初動時に災害対応病院を中心として災害現場へ迅速に救護班を派遣できる体制を整備することとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による救護班の派遣、さらに被災地における被災患者の搬送先や救護班等の派遣及び受入調整等の役割を担うことを明確にする</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>〔実施機関：大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、<u>県危機管理部、県保健医療部、県土木部、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、医療機関、空港管理者、鉄道運送事業者、道路管理者</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療活動関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、(一社)兵庫県医師会等は、発災時に医療救護活動を適切に行うことができるよう、平時から県広域災害・救急医療情報システムの活用に努めることとする。</p> <p>(4) 県は、災害救急医療システムの充実を、災害医療センターの整備に併せて行うとともに、同センターにおいて夜間等も含めて、必要に応じて搬送先の調整を行うこととする。また、県、市町等は、各2次保健医療圏域毎に、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システムを活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、市町の役割である医薬品及び飲料水の備蓄並びに市町単位の災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の<u>災害時保健医療マニュアル</u>を定め、特に初動時に災害対応病院を中心として災害現場へ迅速に救護班を派遣できる体制を整備することとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時から院内調整や自主判断による救護班の派遣、さらに被災地における被災患者の搬送先や救護班等の派遣及び受入調整等の役割を担うことを明確にす</p>

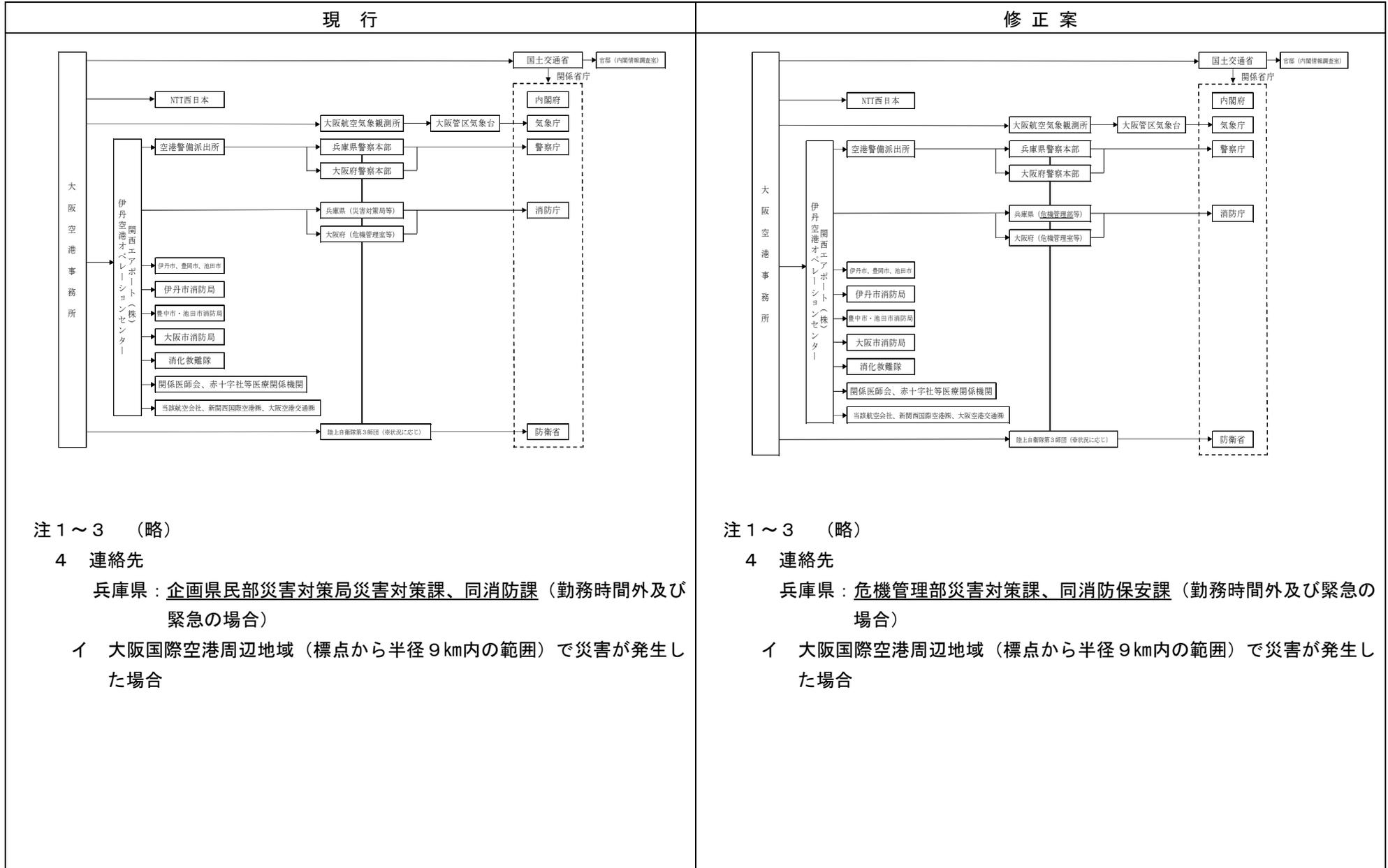
大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>こととする。 (7)～(8) (略)</p> <p>(9) 県、市町等は、県広域防災センターに「がれき救助訓練施設」を整備・活用し、レスキューや医療チームの育成を図ることとする。</p> <p>DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。 ・ 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等が主な活動。 <p>4～5 (略)</p>	<p>ることとする。 (7)～(8) (略)</p> <p>(9) 県、市町等は、県広域防災センターに「がれき救助訓練施設」を整備・活用し、レスキューや医療チームの育成を図ることとする。</p> <p>DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生直後の急性期(概ね48時間以内)から活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームである。 ・ DMATは、DMAT本部、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。必要な場合には、初期の避難所、救護所、社会福祉施設での活動のサポート等を考慮する。 <p>4～5 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第4節 緊急輸送活動等への備え</p> <p>〔実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、海上保安本部、<u>県企画県民部災害対策局、県企画県民部防災企画局、県国土整備部土木局、</u>県公安委員会、県警察本部、市町、鉄道事業者、道路管理者〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第4節 緊急輸送活動等への備え</p> <p>〔実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、海上保安本部、<u>県危機管理部、県土木部、</u>県公安委員会、県警察本部、市町、鉄道事業者、道路管理者〕</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第5節 雑踏事故の予防</p> <p>〔実施機関：行事等の主催者等、鉄道事業者、消防本部、県警察本部、<u>県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、</u>県病院局、市町、地区医師会、医療機関等〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第5節 雑踏事故の予防</p> <p>〔実施機関：行事等の主催者等、鉄道事業者、消防本部、県警察本部、<u>県危機管理部、県保健医療部、</u>県病院局、市町、地区医師会、医療機関等〕</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第7節 災害ボランティア活動支援体制の整備</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部県民生活局、</u>市町〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第7節 災害ボランティア活動支援体制の整備</p> <p>〔実施機関：<u>県県民生活部、</u>市町〕</p>

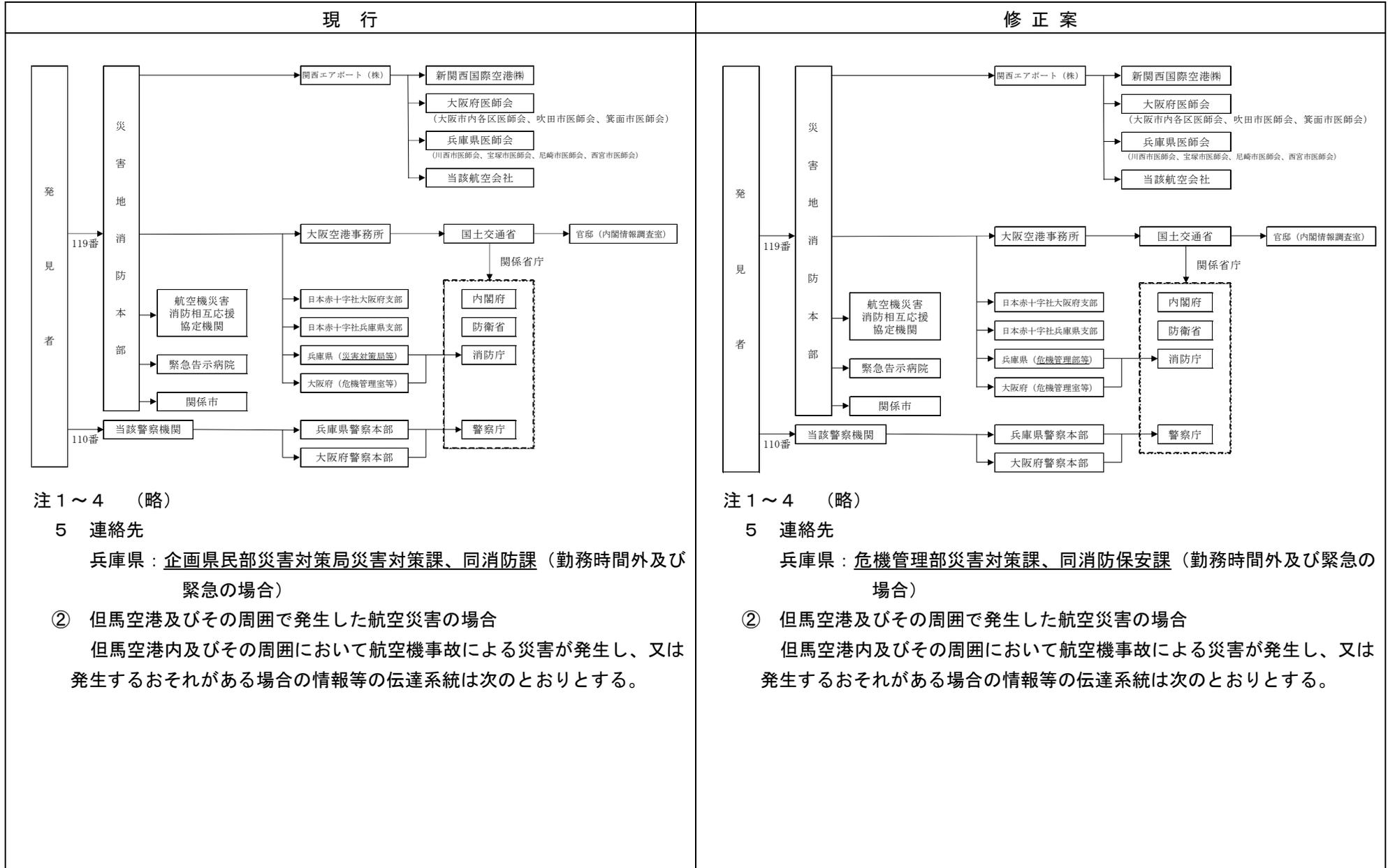
大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 情報の収集・伝達</p> <p>[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、<u>県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、但馬空港ターミナル(株)、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等</u>]</p> <p>第1 (略) 第2 内容</p> <p>1 航空災害の第一報の情報伝達</p> <p>(1) 空港及びその周辺で発生した航空災害の場合</p> <p>① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害 大阪国際空港内及びその周辺において航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。</p> <p>ア 空港内で災害が発生した場合</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 情報の収集・伝達</p> <p>[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、<u>県危機管理部、県保健医療部、県土木部、県警察本部、市町、消防本部、但馬空港ターミナル(株)、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等</u>]</p> <p>第1 (略) 第2 内容</p> <p>1 航空災害の第一報の情報伝達</p> <p>(1) 空港及びその周辺で発生した航空災害の場合</p> <p>① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害 大阪国際空港内及びその周辺において航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。</p> <p>ア 空港内で災害が発生した場合</p>

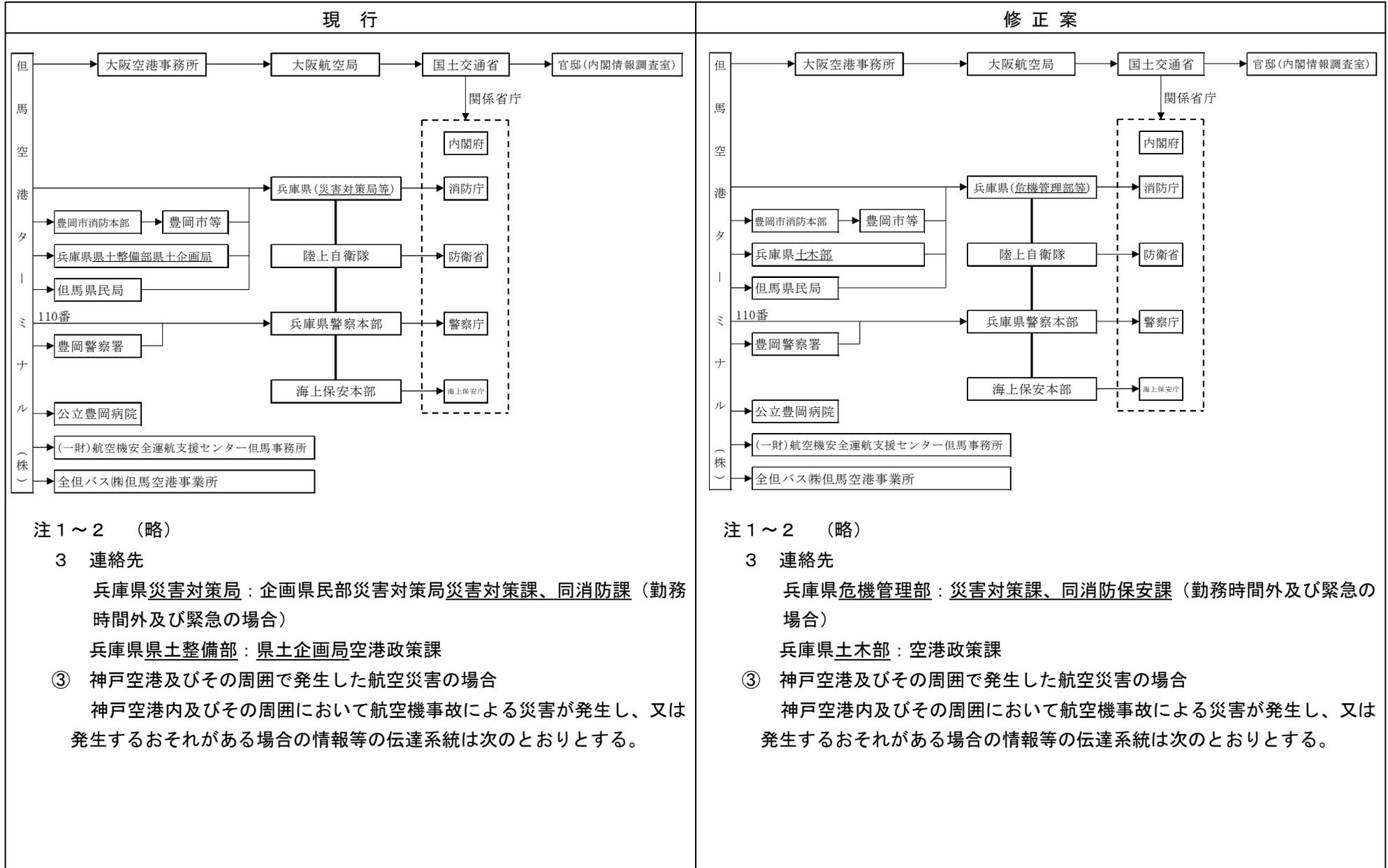
大規模事故災害対策計画



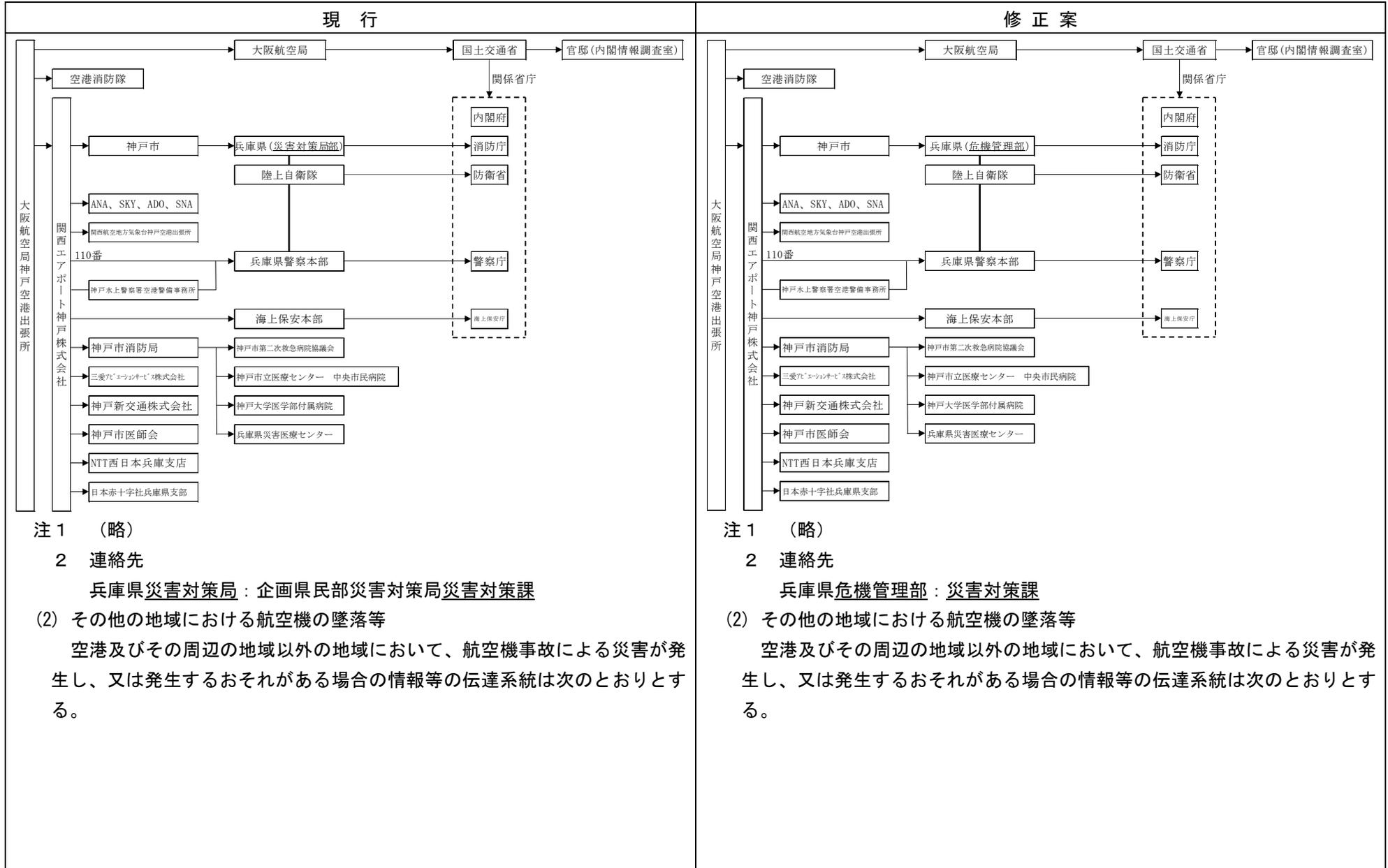
大規模事故災害対策計画



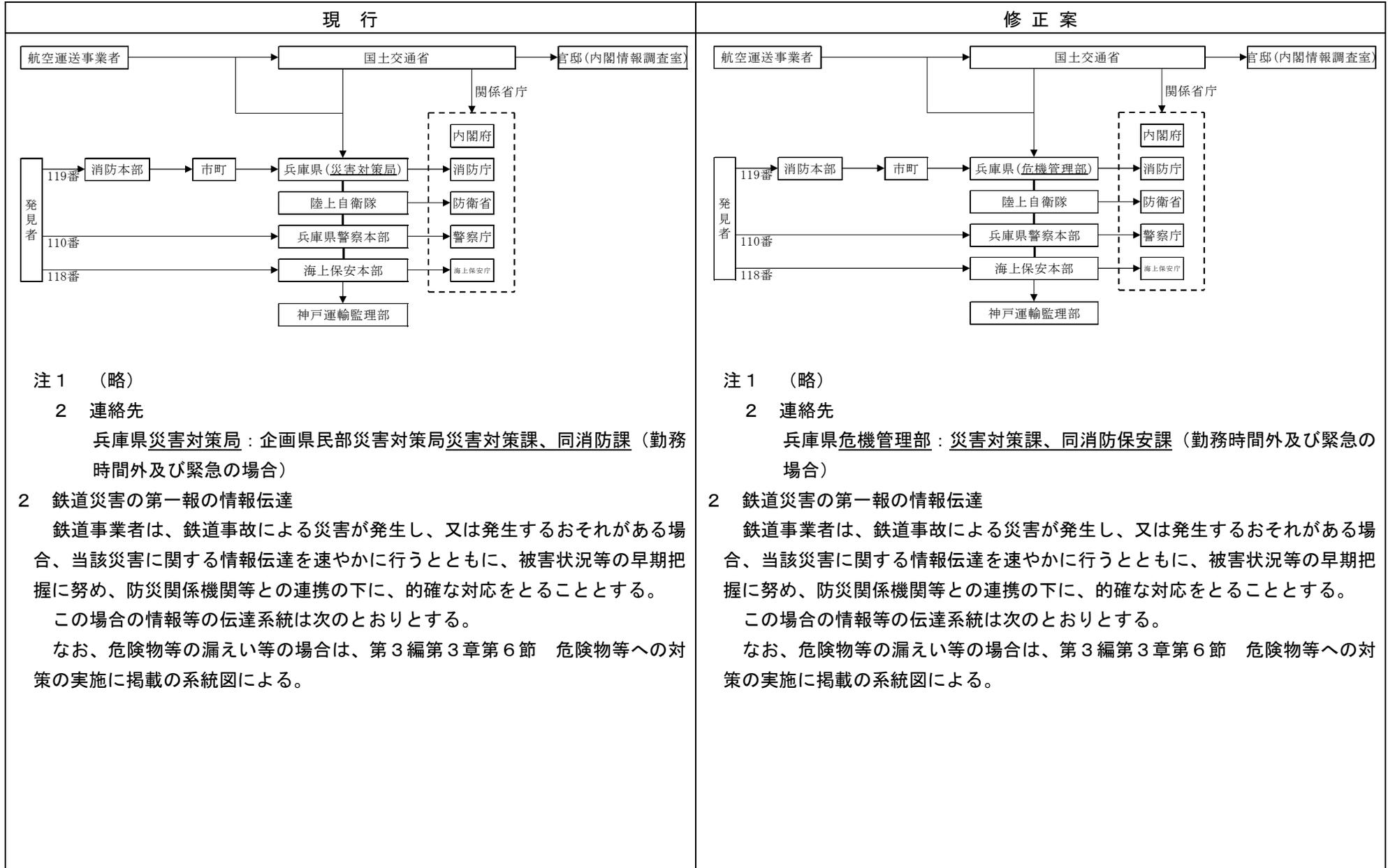
大規模事故災害対策計画



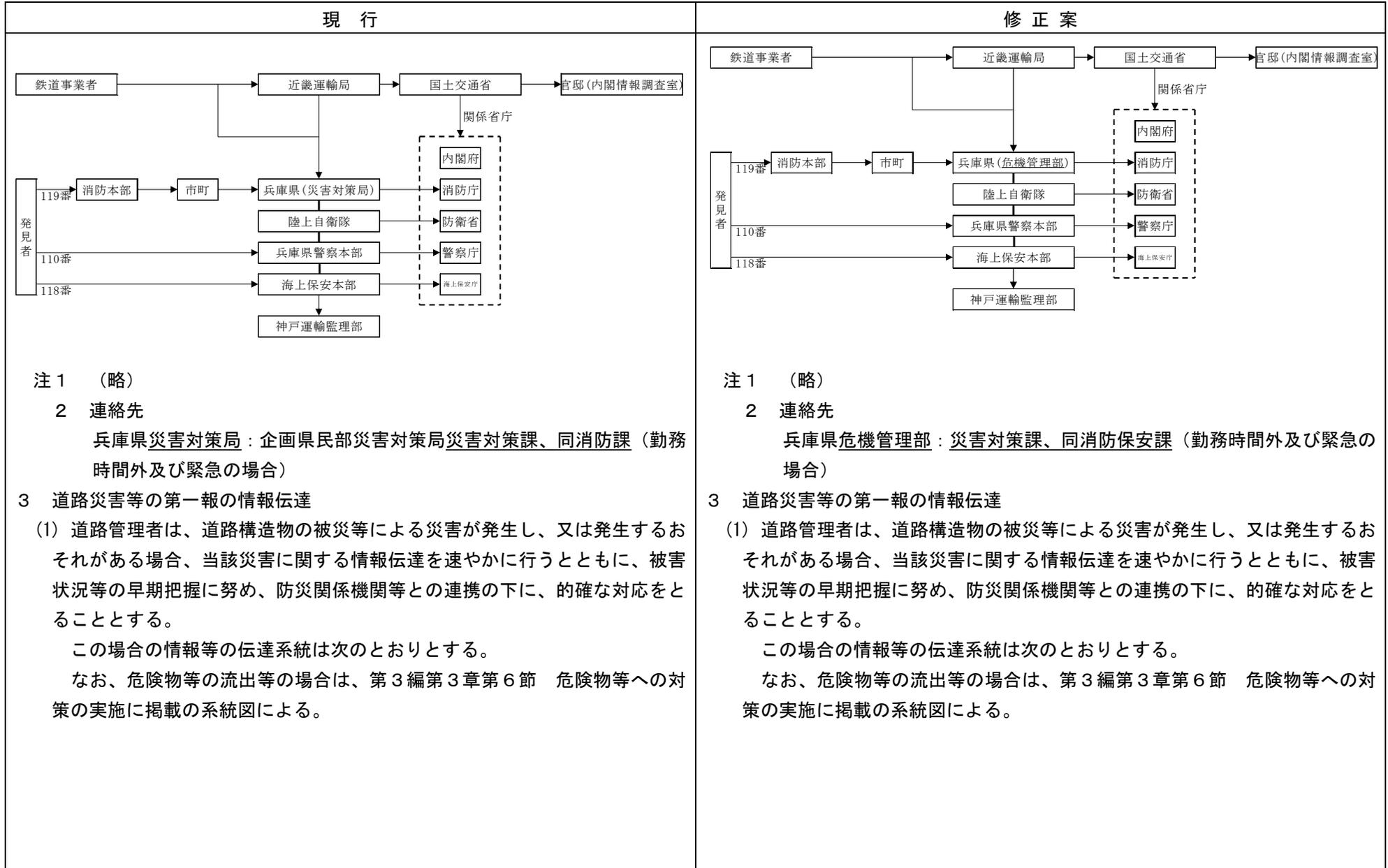
大規模事故災害対策計画



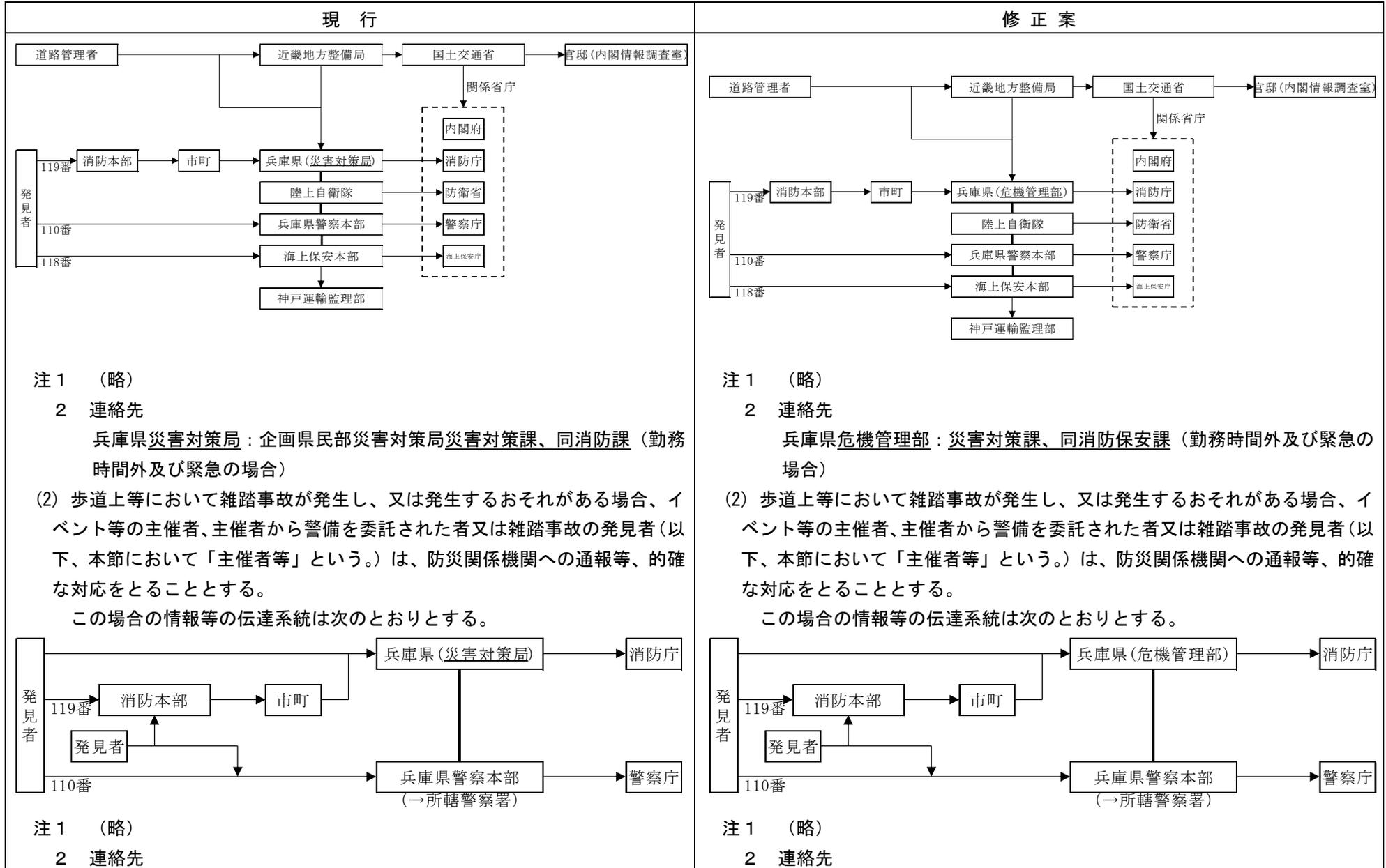
大規模事故災害対策計画



大規模事故災害対策計画



大規模事故災害対策計画



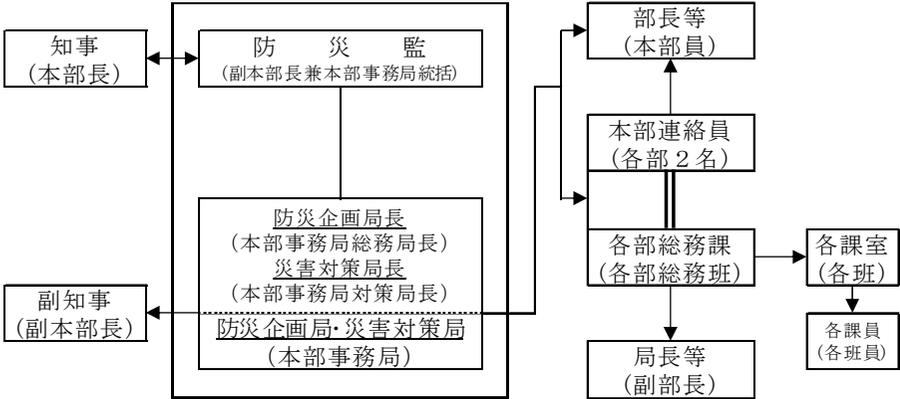
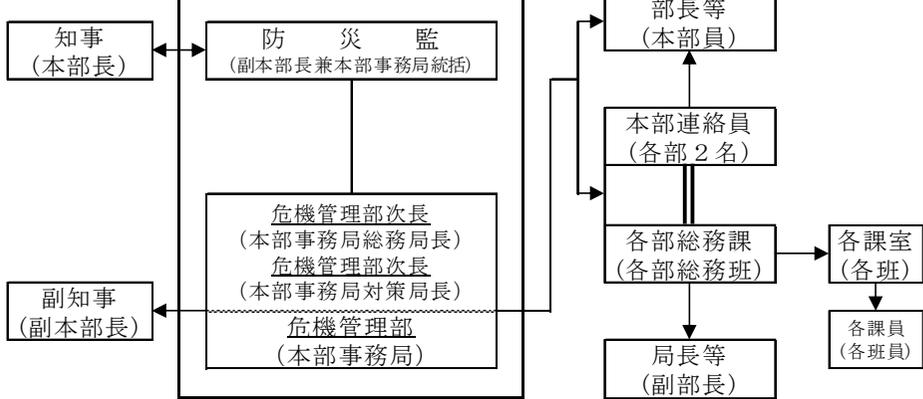
大規模事故災害対策計画

現 行			修 正 案		
○ 市町からの主な緊急対策支援要請			○ 市町からの主な緊急対策支援要請		
部	要請事項	支 援 要 請 系 統	部	要請事項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部 事務局	ヘリの出動	消防防災航空隊 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 近畿地方整備局 ←	災害対策本部 事務局	ヘリの出動	消防防災航空隊 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 近畿地方整備局 ←
	災害救援専門 ボランティアの派遣	関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		災害救援専門 ボランティアの派遣	関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部		救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部
健康福祉部	医療関係者の派遣	全国都道府県(厚生労働省) ← 日本赤十字社兵庫県支部 ← 医師会 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 歯科医師会 ← 市町立病院 ← 国立病院等 ← 県立病院 ← 病院局 県内医療機関 ← 災害医療センター 薬剤師会 ← 薬務課 災害拠点病院 ↓ 地域医療情報センター ↑ 各医療機関 市町	保健医療部	医療関係者の派遣	全国都道府県(厚生労働省) ← 日本赤十字社兵庫県支部 ← 医師会 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 歯科医師会 ← 市町立病院 ← 国立病院等 ← 県立病院 ← 病院局 県内医療機関 ← 災害医療センター 薬剤師会 ← 薬務課 災害拠点病院 ↓ 地域医療情報センター ↑ 各医療機関 市町
	患者受入医療機関の あっせん	厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ↓ 災害拠点病院 ↑ 健康福祉事務所 各保健所設置市 県内医療機関 ← 災害医療センター 各医療機関		患者受入医療機関の あっせん	厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ↓ 災害拠点病院 ↑ 健康福祉事務所 各保健所設置市 県内医療機関 ← 災害医療センター 各医療機関
	ヘリによる患者搬送	消防防災航空隊 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関 消防庁(他道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 近畿地方整備局 ← ↓ ドクターヘリ基地病院		ヘリによる患者搬送	消防防災航空隊 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関 消防庁(他道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 近畿地方整備局 ← ↓ ドクターヘリ基地病院
	船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 海上保安本部 ← 医務課 ↓ 災害拠点病院 ↑ 地域医療情報センター 各医療機関		船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 海上保安本部 ← 医務課 ↓ 災害拠点病院 ↑ 地域医療情報センター 各医療機関
	警察本部	警察官の協力要請		警察署 ← 市町	警察本部
警察本部	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部	警察本部	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部
	他府県警察官の 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会		他府県警察官の 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会
	他府県警察ヘリの 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会		他府県警察ヘリの 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部		救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部

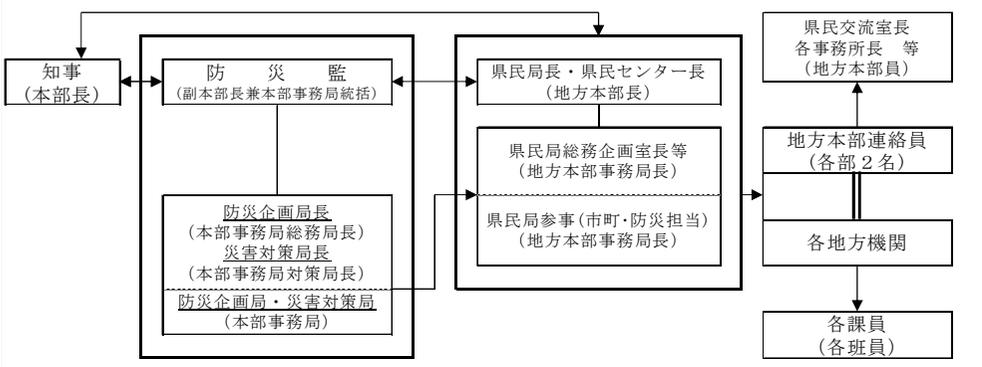
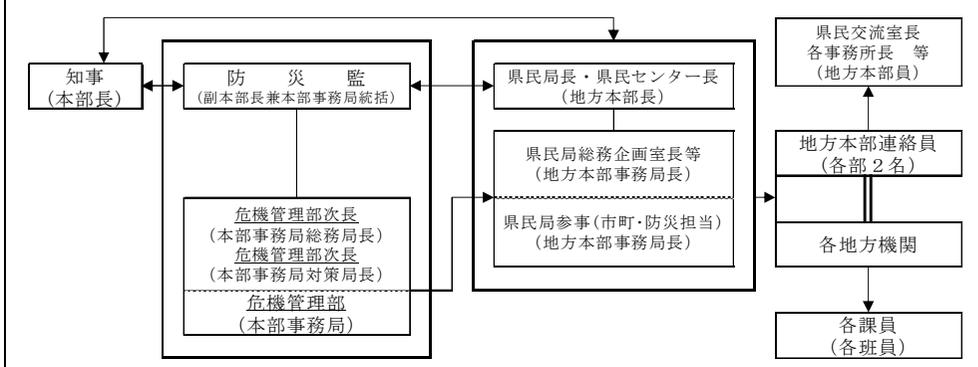
大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 動員の実施 第1 (略) 第2 内容 1 県の動員体制 (1) (略) (2) 本庁の動員体制 防災監は、大規模事故の対応について緊急に協議を行う必要があると認める場合は、直ちに関係職員を招集することとする。 (2) 本庁の動員体制 本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。 ただし、県災害対策本部の各部のうち、企業部については公営企業管理者、病院事業部については病院事業管理者、教育部については教育長、警察部については警察本部長がそれぞれ地域防災計画の内容を踏まえ別途定めることとする。 ① 災害対策本部が未設置で以下の場合 ア 航空機について緊急事態又は墜落等の事故が発生したとき イ 大規模な鉄道事故が発生したとき ウ 道路構造物の被災等により大規模な事故等が発生したとき</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 動員の実施 第1 (略) 第2 内容 1 県の動員体制 (1) (略) (2) 本庁の動員体制 防災監は、大規模事故の対応について緊急に協議を行う必要があると認める場合は、直ちに関係職員を招集することとする。 (2) 本庁の動員体制 本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。 ただし、県災害対策本部の各部のうち、企業部については公営企業管理者、病院事業部については病院事業管理者、教育部については教育長、警察部については警察本部長がそれぞれ地域防災計画の内容を踏まえ別途定めることとする。 ① 災害対策本部が未設置で以下の場合 ア 航空機について緊急事態又は墜落等の事故が発生したとき イ 大規模な鉄道事故が発生したとき ウ 道路構造物の被災等により大規模な事故等が発生したとき</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">災害の状況</th> <th style="width:80%;">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td>原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td>●勤務時間外</td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">当直職員</td> <td>直ちに情報収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>防災担当指定要員及び防災企画局、災害対策局等のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>部局指定要員</td> <td>部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td>業務要員のうちあらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>局長、課室長等</td> <td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	災害の状況	配 備 体 制	●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	●勤務時間外	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">当直職員</td> <td>直ちに情報収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>防災担当指定要員及び防災企画局、災害対策局等のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>部局指定要員</td> <td>部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td>業務要員のうちあらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>局長、課室長等</td> <td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> </table>	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び防災企画局、災害対策局等のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">災害の状況</th> <th style="width:80%;">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td>原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td>●勤務時間外</td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">当直職員</td> <td>直ちに情報収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>防災担当指定要員及び危機管理部等のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>部局指定要員</td> <td>部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td>業務要員のうちあらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>局長、課室長等</td> <td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	災害の状況	配 備 体 制	●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	●勤務時間外	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">当直職員</td> <td>直ちに情報収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>防災担当指定要員及び危機管理部等のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>部局指定要員</td> <td>部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td>業務要員のうちあらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>局長、課室長等</td> <td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> </table>	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び危機管理部等のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。
災害の状況	配 備 体 制																																								
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																								
●勤務時間外	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">当直職員</td> <td>直ちに情報収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>防災担当指定要員及び防災企画局、災害対策局等のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>部局指定要員</td> <td>部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td>業務要員のうちあらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>局長、課室長等</td> <td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> </table>	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び防災企画局、災害対策局等のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。																										
当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。																																								
防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。																																								
防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び防災企画局、災害対策局等のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																								
部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。																																								
業務要員	業務要員のうちあらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																								
局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。																																								
本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。																																								
災害の状況	配 備 体 制																																								
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																								
●勤務時間外	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">当直職員</td> <td>直ちに情報収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>防災担当指定要員及び危機管理部等のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>部局指定要員</td> <td>部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td>業務要員のうちあらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>局長、課室長等</td> <td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> </table>	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び危機管理部等のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。																										
当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。																																								
防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。																																								
防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び危機管理部等のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																								
部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。																																								
業務要員	業務要員のうちあらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																								
局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。																																								
本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。																																								
<p>② 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 事故災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局、災害対策局その他各部関係応急対策主管課のあらかじめ定められた職員、災害待機宿舍入居者は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 配備は、次のとおり伝達することとする。</p> 	<p>② 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 事故災害対策本部員、本部連絡員、危機管理部その他各部関係応急対策主管課のあらかじめ定められた職員、災害待機宿舍入居者は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 配備は、次のとおり伝達することとする。</p> 																																								

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(3) 地方機関の動員体制</p> <p>地方機関職員の動員体制は、次のとおりとする。</p> <p>① 災害対策地方本部が未設置で以下の場合 当該地域において次の事項に該当する場合</p> <p>ア 航空機について緊急事態又は墜落等の事故が発生したとき</p> <p>イ 大規模な鉄道事故が発生したとき</p> <p>ウ 道路構造物の被災等により大規模な事故等が発生したとき</p> <p>表 (略)</p> <p>② 災害対策地方本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策地方本部員、地方本部連絡員、県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員等は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、災害対策地方本部長（県民局長・県民センター長）が、災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 配備は、次のとおり伝達することとする。</p> 	<p>(3) 地方機関の動員体制</p> <p>地方機関職員の動員体制は、次のとおりとする。</p> <p>① 災害対策地方本部が未設置で以下の場合 当該地域において次の事項に該当する場合</p> <p>ア 航空機について緊急事態又は墜落等の事故が発生したとき</p> <p>イ 大規模な鉄道事故が発生したとき</p> <p>ウ 道路構造物の被災等により大規模な事故等が発生したとき</p> <p>表 (略)</p> <p>② 災害対策地方本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策地方本部員、地方本部連絡員、県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員等は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、災害対策地方本部長（県民局長・県民センター長）が、災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 配備は、次のとおり伝達することとする。</p> 

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 関係機関との連携 [実施機関：近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、大阪空港事務所、<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部県土企画局、</u>県公安委員会、県警察本部、市町、消防本部、空港管理者、医師会、医療機関等]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 関係機関との連携 [実施機関：近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、大阪空港事務所、<u>県危機管理部、県土木部、</u>県公安委員会、<u>県警察本部、市町、</u>消防本部、<u>空港管理者、医師会、医療機関等</u>]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 自衛隊への派遣要請 [実施機関：大阪空港事務所、海上保安本部、自衛隊、<u>県企画県民部災害対策局、</u>県警察本部、市町]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 自衛隊への派遣要請 [実施機関：大阪空港事務所、海上保安本部、自衛隊、<u>県危機管理部、</u>県警察本部、市町]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 専門家・専門機関等への協力要請 [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部健康局、</u>県県土整備部県土企画局、<u>県県土整備部土木局、市町</u>]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 専門家・専門機関等への協力要請 [実施機関：<u>県危機管理部、県福祉部、</u>県保健医療部、<u>県土木部、市町</u>]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 救援・救護活動等の実施 第1款 搜索、救助、消火及び避難誘導活動 [実施機関：大阪航空局、海上保安本部、自衛隊、<u>県企画県民部災害対策局、</u>県県土整備部県土企画局、<u>県県土整備部土木局、</u>県公安委員会、<u>県警察</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 救援・救護活動等の実施 第1款 搜索、救助、消火及び避難誘導活動 [実施機関：大阪航空局、海上保安本部、自衛隊、<u>県危機管理部、</u>県土木部、<u>県公安委員会、</u>県警察本部、市町、<u>消防機関、</u>空港管理者、<u>鉄道事業者、</u></p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>本部、市町、消防機関、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者]</p>	<p>道路管理者]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 救援・救護活動等の実施 第2款 医療活動等の実施 [実施機関：大阪空港事務所、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県警察本部</u>、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、災害拠点病院等の医療機関、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等]</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 実施方法 市町は、必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施することとする。 (1) (略) (2) トリアージの実施と現場での医療活動 市町等は、必要に応じ、地区医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請することとする。 医師等は、救護班や救急隊員等が負傷者等の<u>重傷度</u>や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施することとする。 災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行うこととする。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行うこととする。 (3)～(7) (略) 2～4 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 救援・救護活動等の実施 第2款 医療活動等の実施 [実施機関：大阪空港事務所、<u>県危機管理部</u>、<u>県保健医療部</u>、<u>県土木部</u>、<u>県警察本部</u>、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、災害拠点病院等の医療機関、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等]</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 実施方法 市町は、必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施することとする。 (1) (略) (2) トリアージの実施と現場での医療活動 市町等は、必要に応じ、地区医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請することとする。 医師等は、救護班や救急隊員等が負傷者等の<u>重症度</u>や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施することとする。 災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行うこととする。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行うこととする。 (3)～(7) (略) 2～4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 救援・救護活動等の実施</p> <p>第3款 特殊な治療活動等への対応</p> <p>〔実施機関：大阪空港事務所、近畿厚生局、<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県警察本部</u>、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、災害拠点病院等の医療機関、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者、自衛隊等〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二次搬送等</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等に対し、二次搬送の要請をすることとする。また、必要に応じて<u>地域医療情報センター</u>、<u>災害医療コーディネーター</u>、消防機関と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 救援・救護活動等の実施</p> <p>第3款 特殊な治療活動等への対応</p> <p>〔実施機関：大阪空港事務所、近畿厚生局、<u>県危機管理部</u>、<u>県保健医療部</u>、<u>県警察本部</u>、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、災害拠点病院等の医療機関、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者、自衛隊等〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二次搬送等</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等に対し、二次搬送の要請をすることとする。また、必要に応じて<u>地域保健医療情報センター</u>、<u>災害医療コーディネーター</u>、消防機関と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 緊急輸送活動及び代替輸送</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、近畿運輸局、神戸運輸監理部、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県国土整備部土木局</u>、<u>県民局</u>・<u>県民センタ</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 緊急輸送活動及び代替輸送</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、近畿運輸局、神戸運輸監理部、<u>県危機管理部</u>、<u>県土木部</u>、<u>県民局</u>・<u>県民センター</u>、市町、<u>県警察本部</u>、<u>空港管理者</u>、</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>一、市町、県警察本部、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者等]</p>	<p>鉄道事業者、道路管理者等]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 ころのケア対策の実施 [実施機関：<u>県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部少子高齢局、健康福祉事務所、県教育委員会、市町、市保健所、県医師会、航空運送事業者、鉄道事業者等]</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 ころのケア対策の実施 [実施機関：<u>県福祉部、健康福祉事務所、県教育委員会、市町、市保健所、県医師会、航空運送事業者、鉄道事業者等]</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 遺体の保存、身元確認等の実施 [実施機関：<u>近畿管区警察局、県健康福祉部障害福祉局、県警察本部（警察署）、市町等]</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 遺体の保存、身元確認等の実施 [実施機関：<u>近畿管区警察局、県福祉部、県警察本部（警察署）、市町等]</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 雑踏事故の応急対応 [実施機関：行事等の主催者等、鉄道事業者、消防機関、<u>県警察本部、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、市町、医師会、医療機関]</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 雑踏事故の応急対応 [実施機関：行事等の主催者等、鉄道事業者、消防機関、<u>県警察本部、県危機管理部、県保健医療部、市町、医師会、医療機関]</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 危険物等への対策の実施 [実施機関：<u>近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県企画県民部、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県農政環境部環境管理局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、道路管理者等]</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 危険物等への対策の実施 [実施機関：<u>近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県総務部、県危機管理部、県保健医療部、県環境部、県産業労働部、県農林水産部、県土木部、県警察本部、市町、消防本部、道路管理者等]</u></p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県、市町その他関係機関</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 危険物等の特定</p> <p>① 消防本部、県警察本部、海上保安本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集することとする。</p> <p>また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、<u>県立健康生活科学研究所</u>、<u>県警刑事部科学捜査研究所</u>等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努めることとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(14) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県、市町その他関係機関</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 危険物等の特定</p> <p>① 消防本部、県警察本部、海上保安本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集することとする。</p> <p>また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、<u>県立健康科学研究所</u>、<u>県警刑事部科学捜査研究所</u>等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努めることとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(14) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 災害情報の提供と相談活動の実施</p> <p>第1款 災害広報の実施</p> <p>[実施機関：航空運送事業者、鉄道事業者、国、<u>県企画県民部</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、市町、消防本部]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 災害情報の提供と相談活動の実施</p> <p>第1款 災害広報の実施</p> <p>[実施機関：航空運送事業者、鉄道事業者、国、<u>県総務部</u>、<u>県危機管理部</u>、市町、消防本部]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 災害情報の提供と相談活動の実施</p> <p>第2款 各種相談の実施</p> <p>[実施機関：航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者、消防本部、</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 災害情報の提供と相談活動の実施</p> <p>第2款 各種相談の実施</p> <p>[実施機関：航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者、消防本部、</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
県警察本部、 <u>県企画県民部</u> 、 <u>県企画県民部災害対策局</u> ほか関係部局、市町等]	県警察本部、 <u>県総務部</u> 、 <u>県危機管理部</u> 、市町等]

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第4編 災害復旧計画 第2節 空港関係施設等の復旧 〔実施機関：大阪空港事務所、近畿地方整備局、<u>県県土整備部県土企画局</u>、神戸市、空港管理者〕</p>	<p>第4編 災害復旧計画 第2節 空港関係施設等の復旧 〔実施機関：大阪空港事務所、近畿地方整備局、<u>県土木部</u>、神戸市、空港管理者〕</p>
<p>第4編 災害復旧計画 第3節 鉄道関係施設等の復旧 〔実施機関：鉄道事業者、近畿運輸局、<u>県県土整備部県土企画局</u>、市町〕</p>	<p>第4編 災害復旧計画 第3節 鉄道関係施設等の復旧 〔実施機関：鉄道事業者、近畿運輸局、<u>県土木部</u>、市町〕</p>
<p>第4編 災害復旧計画 第4節 道路関係施設等の復旧 〔実施機関：道路管理者、近畿地方整備局、<u>県県土整備部土木局</u>、市町〕</p>	<p>第4編 災害復旧計画 第4節 道路関係施設等の復旧 〔実施機関：道路管理者、近畿地方整備局、<u>県土木部</u>、市町〕</p>